前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第二十五条の二十六の七　指定障害児相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

指定障害児相談支援事業者は、休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一　廃止し、又は休止しようとする年月日
二　廃止し、又は休止しようとする理由
三　現に指定障害児相談支援を受けている者に対する措置
四　休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第二十五条の二十六の八　法第二十四条の三十八第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児相談支援事業者　法令遵守責任者の選任をすること。
二　指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児相談支援事業者　法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
三　指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者　法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第二十五条の二十六の九　指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一　事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
二　法令遵守責任者の氏名及び生年月日
三　業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が二十以上の指定障害児相談支援事業者である場合に限る。）
四　業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者である場合に限る。）

指定障害児相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第二十五条の二十六の十　法第二十四条の三十九第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第二十五条の二十六の十一　厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が法第二十四条の四十第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児相談支援事業者の指定を行つた市町村長に通知しなければならない。

第三章中第三十六条の三十一の前に次の二条を加える。

第三十六条の三十の二　法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　事業の種類及び内容
二　経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
三　条例、定款その他の基本約款
四　運営規程
五　職員の定数及び職務の内容
六　主な職員の氏名及び経歴
七　当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
八　事業開始の予定年月日

法第三十四条の三第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十の三　法第三十四条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　廃止又は休止しようとする年月日
二　廃止又は休止の理由
三　現に便宜を受け又は通所している者に対する措置
四　休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十六条の三十一中「第三十四条の三第一項」を「第三十四条の四第一項」に改める。
第三十六条の三十二中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の四第三項」に改める。
第三十六条の三十三中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に改める。
第三十六条の三十四中「第三十四条の十一第三項」を「第三十四条の十二第三項」に改める。
第三十六条の三十五中「第三十四条の十二」を「第三十四条の十三」に改める。
第三十六条の三十六中「第三十四条の十四第一項」を「第三十四条の十五第一項」に改める。
第三十六条の三十七中「第三十四条の十四第三項」を「第三十四条の十五第三項」に改める。
第三十六条の三十八第一項各号列記以外の部分中「第三十四条の十五」を「第三十四条の十六」に改め、同項第二号中「第三十四条の十九第一項第四号」を「第三十四条の二十第一項第四号」に改める。
第三十六条の三十九第二項中「第三十四条の十七」を「第三十四条の十八」に改める。
第三十六条の四十中「第三十四条の十八」を「第三十四条の十九」に改める。
第三十六条の四十一第三項第四号中「第三十四条の十九第一項各号」を「第三十四条の二十第一項各号」に改める。
第三十六条の四十三第一項第二号中「第三十四条の十九第一項第一号」を「第三十四条の二十第一項第一号」に改め、同項第三号中「第三十四条の十九第一項第二号」を「第三十四条の二十第一項第二号」に改める。
第三十六条の四十四第二項第一号中「第四十五条第二項」を「第四十五条の二第二項」に改める。